

幼稚園設置基準の見直しに係る検討状況について (学級編制基準の引下げ)

1. 学級編制基準見直しの必要性

幼稚園設置基準において、1学級の幼児数は原則35人以下とされており、当該規定は、平成7年に1学級の幼児数を原則40人から35人に引き下げて以降、改正されていない。

一方で、幼稚園における学級規模は徐々に縮小してきており、令和6年5月1日時点では、幼稚園における1学級の幼児数が30人以下の割合は95.7%となっている。

また、近年、幼稚園において特別な配慮を必要とする幼児数は増加傾向にあり、こうした状況を踏まえれば、より一層、子供一人一人の置かれた状況や発達の特性等に応じ、行き届いた教育を推進するための環境整備が必要である。

特に、保育所における職員配置の最低基準が今年度76年ぶりに引き下げられたほか、公立小学校についても令和3年に全学年の学級編制の標準を計画的に35人に引き下げる改正が約40年ぶりに行われるなど、この数年の間で幼稚園を取り巻く教育・保育施設における学級編制や職員配置に関する基準の改善も図られているところである。

こうした状況を踏まえ、幼稚園における学級編制の基準の見直しを行う。

2. 改正内容

学級編制の基準を、原則35人以下から原則30人以下に引き下げる。

3. 学級編制基準の引下げに伴い生じ得る影響

幼稚園設置基準においては、各学級に専任の教諭を配置することや、園舎及び運動場に必要面積を学級数に基づいて算出することなどが規定されているため、学級編制基準を引き下げた場合、各園において教諭の人材確保や園舎の増築・改築などを行わなければならない園が存在する可能性もあるところ、今年度実施した実態調査によると、こうした対応が発生する園の割合は全体の3.8%であった。

実態調査の結果も踏まえ、各園に対して過度な負担を課すことがないよう、経過措置等についても併せて検討を行う。

【参考 1】 幼稚園の学級規模の現状

●令和 6 年度 幼稚園（学級数・割合） ※学校基本調査より

	計	1～15人	16～20人	21～25人	26～30人	31～35人	36～40人
私立	34,225	8,693	8,629	9,337	5,843	1,629	89
	100%	25.4%	25.2%	27.3%	17.1%	4.8%	0.3%
公立	6,273	3,849	1,331	727	300	62	2
	100%	61.4%	21.2%	11.6%	4.8%	1.0%	0.0%
国立	211	59	60	55	34	3	0
	100%	28.0%	28.4%	26.1%	16.1%	1.4%	0.0%
計	40,709	12,601	10,020	10,119	6,177	1,694	91
	100%	31.0%	24.6%	24.9%	15.2%	4.2%	0.2%

※0人の学級を除く

※新制度幼稚園、未移行幼稚園の双方。（内訳不明）

【参考 2】 学級編制基準の引下げにより影響があると回答した園※の割合



※「影響があると回答した園」とは、幼児教育課で実施した調査において、基準の引下げに伴い、新たな教諭の人材確保や園舎の改修等の対応が生じると回答した園をいう

※幼児教育課調べ

- ・ 令和 6 年 7 月 19 日～8 月 9 日調査実施
- ・ 回答園数（回収率）：国立 44 園（89.8%）、公立 2,333 園（85.0%）、私立 4,434 園（73.4%）
- ・ 主な調査項目：現在の学級規模、30 人以下に引き下げた場合の影響、対応に必要と考えられる期間、懸念事項等